

2014. 6. 7.

納税額抑え見返りに現金

元上席調査官を免職

大阪国税局

年3月の確定申告書類のチェック作業。国税電子

申告・納税システム(e-Tax)による申告書に添付された電子証明書が職員名義だったケースが2件見つかった。その後の調査で、収賄などの不正も明らかになった。

職員は1996年3月

物から現金2万円を受け取った

して現金計920万円を受け取っていた。

さらに、税務調査など

から99年8月までの間、所得税の税務調査先の12人の業務で知り合った納税者21人と1社について、個人から、税額を低く抑えられたすべての非行事実を

別に昨年12月、担当した税務調査に立ち会つた人計172回、確定申告書の作成などをを行い、うち

17人と1社から、対価として現金計920万円を受け取っていた。

ほかにも業務で登記簿

の決裁印が押された後の申請書類に書き加える

形で、私的な不動産登記簿を取得したり、知り合

税務調査先の税額を低く抑える見返りに現金約350万円を受けとったなどとして、大阪国税局は6日、大阪府内の税務署の元上席国税調査官（52）を国家公務員法違反などで懲戒免職処分にしたと発表した。ほかにも職員は18年間にわた

り、確定申告書の作成などの業務を請け負い、代金計920万円を受けとつていたという。

国税当局は同日、公訴時効にかかるない2万円は職員側から持ち掛けたという。不正に得た金は競艇による借金の返済や遊興費などに充てていたといふ行為）などの容疑で職員

という。

不正発覚の端緒は、今